



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目 次

○ 告示

- 1053 公文書開示の実施状況の公表 (総務学事課)
 1054 個人情報保護条例の運用状況の公表 ("")
 1055 保安林の指定 (森林整備課)
 1056 " ("")
 1057 " ("")

○ 選挙管理委員会告示

- 70 和歌山海区漁業調整委員会委員一般選挙の期日
 71 和歌山海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名
 72 投票用紙の様式

73 選挙長にする届出の受理場所

74 和歌山海区漁業調整委員会委員一般選挙の選挙会の場所等

○ 海区選挙長告示

- 1 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等

告 示

和歌山県告示第1053号

和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第37条の規定に基づき、平成19年度における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表する。

平成20年7月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 公文書の開示の請求件数並びに公文書の全部開示、部分開示及び非開示の決定件数

開示請求の件数	決 定 件 数					
	開 示			非開示	不存在	存否応答拒否
	全部	部分	計			
11,643	9,305	2,110	11,415	63	149	3

請求件数のうち13件は請求取下げ

2 不服申立ての件数及びその処理状況

不服申立ての件数	処 理 状 況						
	全部認容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審査中	その他
3 (1)	0	1	1 (1)	0	0	1	0

()の数字は件数のうち平成18年度の不服申立てで、平成19年度まで審査が及んだもの

3 公文書の開示の申出件数及びその処理状況

開示申出の件数	処 理 状 況					
	開 示			非開示	不存在	存否応答拒否
	全部	部分	計			
850	456	392	848	1	0	0

申出件数のうち1件は申出取下げ

和歌山県告示第1054号

和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第60条の規定に基づき、平成19年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成20年7月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 個人情報取扱事務の登録件数
 1,884件
 2 保有個人情報の請求及び決定件数

(1) 開示

開示請求の件数	決 定 件 数					
	開 示			非開示	不存在	存否応答
	全部	部分	計			

	全部	部分	計			拒否
125	116	8	124	0	1	0

(2) 訂正及び利用停止

訂正請求の件数	決 定 件 数			利用停止請求の件数	決 定 件 数			非利用停止
	訂 正		非訂正		利 用 停 止		非利用停止	
	全部	部分			全部	部分		
0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 簡易開示の件数

1,594件

4 不服申立ての件数及びその処理状況

不服申立ての件数	処 理 状 況					
	全部認容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審査中
1 (1)	0	0	1 (1)	0	0	0

()の数字は件数のうち平成18年度の不服申立てで、平成19年度まで審査が及んだもの

和歌山県告示第1055号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年7月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 日高郡みなべ町筋字洞540の3（次の図に示す部分に限る。）、541

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字洞540の3・541（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1056号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年7月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 日高郡印南町大字山口字谷口616から619まで、621から624まで、625（次の図に示す部分に限る。）、626、628から630まで、字津瀬736、737、738の1、739から744まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字谷口618・621・622・630・字津瀬738の1・739から742まで（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1057号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年7月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町佐田字黒谷北平ラ917、922、字黒谷南平ラ929、930、933、958、960、961、

963から965まで、965の1

- 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選舉管理委員會告示

和歌山県選挙管理委員会告示第70号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条の規定により、和歌山海区漁業調整委員会委員一般選挙を平成20年7月31日に行う。

(投票用紙様式)

海区委員選挙
候補者氏名 めいしょう (名称)
<p>（注意）</p> <p>一　ひとり候補者の氏名（法人の場合は名称）は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二　二か候補者でない者の氏名（法人の場合は名称）は、書かないこと。</p>
和歌山県選舉委員會印
和歌山県選舉委員會印

点字投票 （注意） 一 候補者の氏名 一一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名 書かないこと。 平成二十年執行 和歌山海区漁業調整委員会委員一般選挙投票	海区委員選挙 こうほしやしだいめい 候補者氏名 めいしょう (名称)
--	---

備考

- 大きさは、おおむね縦12.8センチメートル、横8.0センチメートルとする。
 - 用紙の色は、オレンジ色とする。

3 文字等の印刷は、黒色とする。

- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、黒色刷込みとする。
5 点字投票用紙には、点字表記を行う。

和歌山県選挙管理委員会告示第73号

平成20年7月31日執行の和歌山海区漁業調整委員会委員一般選挙において、選挙長にする届出等の受理場所は、次のとおりである。

平成20年7月22日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男
和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
(平成20年7月22日については、和歌山県庁北別館2階大
会議室)

和歌山県選挙管理委員会告示第74号

平成20年7月31日執行の和歌山海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成20年7月22日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男
1 場所 和歌山県庁北別館2階大会議室
2 日時 平成20年8月2日 午後2時

海区選挙長告示

和歌山海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長告示第1号

平成20年7月31日執行の和歌山海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成20年7月22日

和歌山海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長
近藤慧
1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
2 日時 平成20年7月29日 午前11時